

令和3年 鱒ヶ沢町農業委員会 第9回定例総会会議録

令和3年9月10日（金）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 11名

1番 兼岡 正英	10番 兼平 昭光
2番 神 文人	11番 對馬 孝
4番 佐藤 松子	12番 木村 重美
5番 木村 暢子	13番 工藤 清
6番 木村 賢一	
8番 工藤 文信	
9番 井上 豊久	

◎欠席委員 1名

3番 三上 三樹	7番 工藤 修二
----------	----------

事務局	1. 開会 ただ今より令和3年第9回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯨ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中11名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	「異議なし」という声あり
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を1番の兼岡正英委員、8番

の工藤文信委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和3年8月11日 農地情報公開システム研修会 場 所：青森市アップルパレス青森 出席者：事務局（齋藤（和））</p> <p>報告第2号 令和3年8月20日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鱒ヶ沢町役場1階中会議室 出席者：井上豊久委員、佐藤亨推進委員、事務局（齋藤（正）、齋藤（和））</p> <p>報告第3号 令和3年8月24日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：北浮田町字外馬屋地内 外 出席者：兼岡正英委員、神文人委員、對馬孝委員 事務局（齋藤（正） 齋藤（和））</p> <p>報告第4号 令和3年8月24日 農地法第5条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字鳴戸地内 出席者：兼岡正英委員、神文人委員、對馬孝委員 事務局（齋藤（正） 齋藤（和））</p> <p>以上、諸般の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>5. 議案の上程 議案の上程を致します。</p> <p>議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第29号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第31号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>以上4議案を上程致します。</p>

議長

6. 議案の審議

議案の審議に入ります。議案第28号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議案第28号番号26番から番号28番について説明致します。

番号26

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋80番地25

地目 登記簿 畑

現況 樹園地

面積 6,308㎡

3条有償移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号27

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字上大谷37番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,259㎡

外1筆 合計2筆

合計面積 2,275㎡

3条無償移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転です。

番号27

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字赤サマ3番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,850㎡

3条有償移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転です。

以上3件を申し上げましたが、資料4頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。

番号26番は現在りんご等を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。

番号27番は現在水稻を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。

番号28番は現在遊休農地A分類であるが、所有権移転後においては野菜等の栽培を行う計画とのことです。

番号26番から番号28番の所有権移転につきましては6月25日、農業委員の兼岡正英委員、神文人委員、對馬孝委員と事務局が現地を確認しまして、周辺の農地の利用状況を確認しております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長 ただいま事務局より番号26番号28番について説明がありましたが、番号26番についてあっせん委員会を開催しております。
今回のあっせん委員にあたった佐藤亨推進委員より結果報告をお願いします。

佐藤 亨
推進委員 それでは、
農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。
議案第28号26番をご覧ください。
譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。
譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。
譲渡人所有の北浮田町字外馬屋80番25、登記簿地目が畑で、現況地目は樹園地、その面積が6,308平方メートルの移動に関して、令和3年8月20日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。
会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の井上豊久委員の2名です。
本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を110万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。
なお、10アールあたりでは、約17万5千円となります。
以上報告を終わります。

議長 それでは議案28号について審議に入ります。
議案28号につきましてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案28号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第28号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

議長 それでは議案第29号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて事務局に説明を求めます。

事務局 それでは議案第29号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて説明いたします。
今回の案件につきましては記載のとおりでありますけど、令和3年1月に開催された総会により、義理の親から子に生前贈与を受けるということで、議案が審議され承認されましたが、移転登記が完了される前に譲渡人が亡くなられたことから農地法第3条第1項の規定に基づく登記が完了できないということで、許可の取消しを求めるといふものであります。以上です。

議長 それでは議案29号について審議に入ります。
議案29号につきましてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するよう

お願いします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案29号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第29号農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分
の取消しについて、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして議案第30号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に
係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは議案第30号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係
る意見について説明いたします。 6頁をお開き下さい。

この件につきましては、農地法第5条第1項及び第3項の規定により許可申請
書の提出があったため、農業委員会の意見を付して県知事に送付するため調定す
るということでありませう。

それでは、番号2番の詳細から説明いたします。

番号2

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸347番地42

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 400㎡

売買による所有権移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

転用理由は、一般個人住宅の建設です。

申請地は、8頁に地図を添付しております。

申請地につきましては、自動車専用道路津軽道鱒ヶ沢インターチェンジより南
東約200mに位置しまして、インターチェンジより半径300m以内を第3種
農地とするという規定がありますので、それに基づきまして第3種農地と判断
いたしました。

第3種農地は基本許可相当と判断し許可と考えております。

事前調査会が開催されておりますので一般基準等の内容説明につきましては
省略させていただきます。

続きまして番号3番から番号6番につきましては、すべて関連しております
ので、一括で説明させていただきます。

番号3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸347番地43

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 2,108㎡

外 1筆 合計2筆

合計面積 3,504㎡

売買による所有権移転

事務局

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
転用理由は、認定こども園移設です。

番号4

農地の所在 鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸347番地44

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 805㎡

売買による所有権移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

転用理由は、認定こども園移設及び指導の整備です。

番号5

農地の所在 鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸389番地20

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 770㎡

売買による所有権移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

転用理由は、認定こども園移設です。

番号6

農地の所在 鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸347番地45

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 6.42㎡

外 2筆 合計3筆

合計面積 69.42㎡

売買による所有権移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

転用理由は、認定こども園移設及び指導の整備です。

申請地につきましては、自動車専用道路津軽道鯉ヶ沢インターチェンジより南東約60mに位置しまして、インターチェンジより半径300m以内を第3種農地とするという規定がありますので、それに基づきまして第3種農地と判断いたしました。

第3種農地は基本許可相当と判断し許可と考えております。

事前調査会が開催されておりますので一般基準等の内容説明につきましては省略させていただきます。 以上です。

議長

ただいま事務局から議案第30号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった神文人委員より調査結果をお願いします。

神 文人
農業委員

令和3年8月24日、兼岡正英委員、對馬孝委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

まず、議案第30号2番について報告します。

申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。

申請地は舞戸町字鳴戸347番42、面積は、400平方メートル、登記地目現況ともに畑となっております。

神 文人
農業委員

一般基準からみた判断を申し上げます。
現地調査をしたところ、申請地は資料 8 ページの図面でもわかるとおり周辺は宅地化されており、今回の転用申請が、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

また、面積的にも適当と思われ資金関係については、自己資金でまかなうこととなっており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。

続きまして、議案第 30 号 3 番から 6 番は関連しておりますので一括で報告します。

申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。

3 番から 6 番までの申請地につきまして、農地の所在は、舞戸町字鳴戸 347 番 43、面積は、2,108 平方メートル、登記地目現況ともに畑、外 6 筆で合計面積は 5,148.42 平方メートルとなっております。

それぞれの地番の位置につきましては、資料の 10 ページに記載のとおりです。

一般基準からみた判断を申し上げます。

現地調査をしたところ、申請地は資料 9 ページの図面でもわかるとおりこども園の設置場所は津軽道から接続する取付道路に接しており、私道の整備についても取付道から町道への最短距離で接続する計画となっており、今回の転用申請が、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

また、面積的にも適当と思われ資金関係については、自己資金及び借入金でまかなうこととなっており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。以上、現地調査の報告を終わります。

議 長

報告ありがとうございます。それでは、議案第 30 号について審議に入ります。議案 30 号につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議 場

「異議なし」という声あり

議 長

異議なしとのことですので、採決致します。議案 30 号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 場

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第 30 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。

それでは議案第 31 号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第 31 号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。11 頁をご覧ください。

1. 所有権移転

件 数 0 件

地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²

樹園地	0 m ²
計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	1件	9, 364 m ²
新規	1件	18, 259 m ²
計	2件	27, 623 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	3筆	18, 259 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	6筆	9, 364 m ²
計	9筆	27, 623 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	2名
借手農家	2名

地目別面積

田	27, 623 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	27, 623 m ²

3. 総地目別面積

田	27, 623 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	27, 623 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

それでは12頁をお開き下さい。
利用権設定の詳細について説明いたします。

番号146

農地の所在 鯉ヶ沢町大字小屋敷町字袖ヶ崎205番地1

地目 登記簿 田

現況 畑

面積 1, 921 m²

外 5筆 合計6筆

事務局	<p>合計面積 9,364㎡ 再設定 利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。 利用目的 田 期間 10年 賃借料 全部で10俵(玄米)で契約しております。</p>
	<p>番号147 農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山46番地1 地目 登記簿 田 現況 田 面積 16,027㎡のうち9,817㎡ 新規設定 利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです 利用目的 田 期間 5年 賃借料 10a当り12,000円で契約しております。</p>
	<p>以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第31号について審議に入ります。 議案第31号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議場	<p>「異議なし」という声あり</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第31号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第31号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定致しました。</p>
議長	<p>7. 閉会 以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。 みなさんご協力ありがとうございました。(午前10時24分) これをもちまして、令和3年第9回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いいたします。</p>
事務局	<p>8. その他 ・ 提案事項について、何かあれば今月中にお願いします。 ・ 次回の総会は10月11日(月)午前10時に開催予定。</p>
議長	<p>その他、特になければ、これで全日程を終了いたします。 皆様、お疲れさまでした。</p>

会 長 工 藤 清

会議録署名者 兼 岡 正 英

” 工 藤 文 信